

30 答申第9号  
平成31年1月24日

久留米市農業委員会会長 笠 幸 夫 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 武 藤 知 之

## 答 申 書

平成30年12月25日付け30農委第860号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

久留米市が農林業センサスの調査を実施するに当たり、農地台帳に登載されている農地情報等を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

**【農業委員会事務局】**

#### 2 審議会の意見

久留米市が農林業センサスの調査を実施するに当たり、農地台帳に登載されている農地情報等を目的外利用することについては、公益上の必要性があり、また、当該目的外利用に係る本人通知を省略することは適当である。